

「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」

＜愛称：トリプルスター＞

繰上償還予定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン」（以下「当ファンド」といいます）につきまして、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している繰上償還の理由

当ファンドは2005年11月14日より運用を開始し、「ニッセイ／パトナム・米国インカムオープンマザーファンド」「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープンマザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」への投資を通じて、実質的に海外債券、海外株式へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年3月1日現在の受益権口数は約4.7億口であり、信託約款第54条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っている状態が続いており、今後も受益権口数の増加が見込み難いことから、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

2. 今後の日程および手続き

① 公告日	2021年4月13日
② 異議申立期間	2021年4月13日から2021年5月17日まで
③ 繰上償還可否の決定日	2021年5月18日
④ 異議申立受益者の買取請求期間（予定）	2021年5月26日から2021年6月14日まで
⑤ 繰上償還日（予定）	2021年6月28日

- 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、この繰上償還に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、2021年4月10日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、2021年4月13日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることはできません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

当繰上償還に異議のない場合は、特に必要な手続きはございません。

- 繰上償還は異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2021年4月13日現在（2021年4月9日のご購入申込み分を含みます）の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときに行います。なお、この場合、繰上償還を行う旨を弊社ホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に

てお知らせいたします。

2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。行わない場合は、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

○ 繰上償還が行われる場合、信託終了日（償還日）は、2021年6月28日となります。

3. 異議申立ての方法

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、下記の宛先に以下の内容を書面にご記入の上、2021年5月17日までに必着のご郵送にて異議を申し立てください。

- (1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画室 償還担当
- (2) ご記入いただく内容

- ① ファンド名（ニッセイ／パトナム・バランスアップオープン）
- ② ご住所 ③ お名前（記名・捺印） ④ ご連絡先電話番号（日中連絡先）
- ⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号※
- ⑥ 繰上償還について反対する旨（例：「上記受益権について、繰上償還に反対します。」）

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が行われる場合には、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。繰上償還日まで保有していただくことも、販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。）

- (1) 手続き手順
 - ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」等を発送
 - ② 買取請求必要書類にご記入の上、販売会社へご提出、また、マイナンバー（個人番号）の確認に伴う書類について受託銀行（三菱UFJ信託銀行）へご提出
 - ③ 販売会社／委託会社を經由しての受託銀行への買取請求必要書類の送付
 - ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
 - ⑤ 受託銀行での当ファンドの信託財産による買取りの実行
 - ⑥ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込

- (2) 買取請求の相手方
買取請求は、繰上償還に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。

※ 受取金額は、**上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額**となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、**受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。**

(4) 買取請求期間

2021年5月26日から2021年6月14日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

5. 繰上償還が決定した場合の購入申込期間

繰上償還が決定した場合、当ファンドのご購入のお申込みの受け付けは原則、2021年6月23日までとさせていただきますので、ご注意ください（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

6. 本件に関するお問い合わせ先

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

以上